

掛川市条例第38号

掛川市竹の丸条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市竹の丸条例の一部を改正する条例

掛川市竹の丸条例（平成20年掛川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(竹の丸の管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(入館料)</u></p> <p>第5条 竹の丸に入館しようとする者は、別表第1に定める額の入館料を納付しなければならない。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者は、竹の丸の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第7条第2項</u>の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(竹の丸の管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、竹の丸の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第6条第2項</u>の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第9条 竹の丸に入館しようとする者は、指定管理者に対し、竹の丸の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p><u>2 使用者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 利用料金は、前納しなければならない。ただ</u></p>

(使用料)

第10条 使用者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館料等の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の不還付)

第12条 既納の入館料又は使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(優待入館券)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、一定の通用期間を限り、記名又は無記名の優待入館券を発行することができる。

2 優待券は、無料とする。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 (略)

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

(1) (略)

(2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

し、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 利用料金の額は、第1項の利用料金にあっては別表第1に定める金額の範囲内において、第2項の利用料金にあっては別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 (略)

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

(1) (略)

(2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の収支均衡を図ることができるものであること。

(3) (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

別表第1中「第5条」を「第9条」に改め、同表の表中「入館料の額」を「利用料金の額」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
茶の間	610円	820円	820円
広間	820円	1,020円	1,020円
台所	1,020円	1,330円	1,330円
ギャラリー	1,230円	1,640円	1,640円
家人の間	300円	410円	410円
座敷	720円	1,020円	1,020円

備考

- 1 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 使用者が入場料（これに類するものを含む。以下同じ。）を徴収する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額（1に該当する場合は、1により算定した額）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場者1人当たりの入場料の最高額が1,000円未満の場合 50パーセント
 - (2) 入場者1人当たりの入場料の最高額が1,000円以上3,000円未満の場合 100パーセント
 - (3) 入場者1人当たりの入場料の最高額が3,000円以上5,000円未満の場合 150パーセント
 - (4) 入場者1人当たりの入場料の最高額が5,000円以上の場合 200パーセント
- 3 使用者が商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合で入場料を徴収しないときにおける利用料金の額は、所定の利用料金の額（1に該当する場合は、1により算定した額）の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 使用時間を30分以上超過し、又は繰り上げて使用する場合における当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。ただし、使用時間の超過又は繰上げは、前後の使用に支障のない場合のみ認めるものとし、午前零時以降は、これを認めない。

	1時間以内の場合	1時間を超え2時間以内の場合	2時間を超える場合
午前の使用時間を超過して使用した場合の超過利用料金	午後の利用料金の30パーセントに相当する額	午後の利用料金の60パーセントに相当する額	午後の利用料金の100パーセントに相当する額
午後の使用時間を超過して使用した場合の超過利用料金	夜間の利用料金の30パーセントに相当する額	夜間の利用料金の60パーセントに相当する額	夜間の利用料金の100パーセントに相当する額
夜間の使用時間を超過して使用した場合の超過利用料金	夜間の利用料金の50パーセントに相当する額	夜間の利用料金の100パーセントに相当する額	夜間の利用料金の150パーセントに相当する額
午後の使用時間を繰り上げて使用した場合の繰上げ利用料金	午後の利用料金の30パーセントに相当する額	午後の利用料金の60パーセントに相当する額	午後の利用料金の100パーセントに相当する額
夜間の使用時間を繰り上げて使用した場合の繰上げ利用料金	夜間の利用料金の30パーセントに相当する額	夜間の利用料金の60パーセントに相当する額	夜間の利用料金の100パーセントに相当する額

5 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の掛川市竹の丸条例（以下「新条例」という。）第9条第4項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する改正前の掛川市竹の丸条例第13条の規定により発行された優待入館券で通用期間の満了前にあるものについては、この条例の施行の日から当該優待入館券の通用期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。